

富山県後期高齢者医療広域連合告示第7号

議決予算の公表について

令和6年2月富山県後期高齢者医療広域連合議会定例会において議決された次の予算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年2月22日

富山県後期高齢者医療広域連合長 角田 悠紀



- 1 令和6年度富山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 2 令和6年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
- 3 令和5年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第1号

令和6年度富山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和6年度富山県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,563千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

富山県後期高齢者医療広域連合長 角田 悠紀

令和6年2月22日 原案可決

富山県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 桜井 森 夫



## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		153,372
	1 負担金	153,372
2 諸収入		190
	1' 預金利子	1
	2 雑入	189
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		153,563

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1 議会費		578
	1 議会費	578
2 総務費		152,884
	1 総務管理費	152,736
	2 選挙費	60
	3 監査委員費	88
3 公債費		1
	1 公債費	1
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		153,563

議案第 2 号

令和 6 年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業  
特別会計予算

令和 6 年度富山県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計予  
算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 179,945,910 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予  
算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定によ  
る一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経  
費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同  
一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 22 日提出

富山県後期高齢者医療広域連合長 角田 悠紀

令和 6 年 2 月 22 日 原案可決

富山県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 桜井 森 夫



## 別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市町村支出金		32,397,608
	1 市町村負担金	32,246,793
	2 市町村補助金	150,815
2 国庫支出金		59,258,011
	1 国庫負担金	43,149,975
	2 国庫補助金	16,108,036
3 県支出金		15,228,337
	1 県負担金	15,077,521
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	150,815
4 支払基金交付金		69,847,909
	1 支払基金交付金	69,847,909
5 特別高額医療費共同事業交付金		102,233
	1 特別高額医療費共同事業交付金	102,233
6 財産収入		1,815
	1 財産運用収入	1,815
7 繰入金		2,952,106
	1 基金繰入金	2,952,106
8 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
9 諸収入		157,889
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	157,886

10 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		179,945,910

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		788,998
	1 総務管理費	788,998
2 保険給付費		177,464,914
	1 療養諸費	166,545,397
	2 高額療養諸費	10,463,276
	3 葬祭諸費	456,240
	4 傷病手当金	1
3 県財政安定化基金拠出金		1
	1 県財政安定化基金拠出金	1
4 特別高額医療費共同事業拠出金		102,319
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	102,319
5 支払基金拠出金		130,727
	1 支払基金拠出金	130,727
6 保健事業費		1,320,335
	1 健康保持増進事業費	1,320,335
7 基金積立金		1,815
	1 基金積立金	1,815
8 公債費		12,600
	1 公債費	12,600

9 諸支出金		24,201
	1 償還金及び還付加算金	24,201
10 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		179,945,910

議案第3号

富山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び富山県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び富山県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

富山県後期高齢者医療広域連合長 角田 悠紀

富山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び富山県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(富山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 富山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年広域連合条例第17号)の一部を次のように改正する。

第7条中「次条において」を「以下」に改め、同条に次の1項を加える。

2 期末手当等の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

(富山県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 富山県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5号」を「第24条第5項」に改める。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条の見出し、同条及び第7条第3項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



令和6年2月22日 原案可決

富山県後期高齢者医療広域連合議会

議長 桜井 森



## 議案第4号

富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例制定の件

富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域  
連合条例第36号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月22日提出

富山県後期高齢者医療広域連合長 角田 悠紀

富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例

第9条及び第10条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7  
年度」に改める。

第11条中「66万円」を「80万円」に改める。

第13条第1号ア中「財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項に規定する拠  
出金」を「財政安定化基金拠出金、法第117条第2項に規定する拠出金及び法第  
124条の2第1項に規定する出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の  
患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する流行初期医  
療確保拠出金等」に改め、同条第3号中「被保険者均等割総額に」を「被保険者  
均等割総額の48分の52に相当する額に」に改める。

第15条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53  
万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に  
関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年  
度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従  
前の例による。

3 令和6年度において、富山県後期高齢者医療広域連合が次の各号のいずれ  
かに該当する被保険者（次項の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課す

る保険料の賦課限度額については、改正後の条例第11条中「80万円」とあるのは、「73万円」とする。

- (1) 昭和24年3月31日以前に生まれた者
- (2) 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者(前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。)

令和6年2月22日 原案可決

富山県後期高齢者医療広域連合議会

議長 桜井 森 夫



議案第5号

令和5年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算（第2号）

令和5年度富山県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計の  
補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ884,729千円を減額し、歳  
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,028,565千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

富山県後期高齢者医療広域連合長 角田 悠紀

令和6年2月22日 原案可決

富山県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 桜井 森夫



## 別表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 市町村支出金		31,587,402	△491,777	31,095,625
	1 市町村負担金	31,444,345	△491,777	30,952,568
	2 市町村補助金	143,057	0	143,057
2 国庫支出金		58,529,313	0	58,529,313
	1 国庫負担金	43,204,733	0	43,204,733
	2 国庫補助金	15,324,580	0	15,324,580
3 県支出金		15,239,173	0	15,239,173
	1 県負担金	15,096,115	0	15,096,115
	2 財政安定化基金支出金	1	0	1
	3 県補助金	143,057	0	143,057
4 支払基金交付金		71,557,875	0	71,557,875
	1 支払基金交付金	71,557,875	0	71,557,875
5 特別高額医療費共同事業交付金		95,444	0	95,444
	1 特別高額医療費共同事業交付金	95,444	0	95,444
6 財産収入		2,913	0	2,913
	1 財産運用収入	2,913	0	2,913
7 繰入金		2,741,281	△392,952	2,348,329
	1 基金繰入金	2,741,281	△392,952	2,348,329

8 県財政安定 化基金借入金		1	0	1
	1 県財政安定 化基金借入金	1	0	1
9 諸収入		159,891	0	159,891
	1 延滞金、加 算金及び過料	2	0	2
	2 預金利子	1	0	1
	3 雑入	159,888	0	159,888
10 繰越金		1	0	1
	1 繰越金	1	0	1
歳 入 合 計		179,913,294	△884,729	179,028,565

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		712,060	△166,259	545,801
	1 総務管理費	712,060	△166,259	545,801
2 保険給付費		177,468,070	△3,943,464	173,524,606
	1 療養諸費	167,879,625	△5,107,672	162,771,953
	2 高額療養諸 費	9,244,524	1,134,159	10,378,683
	3 葬祭諸費	343,920	30,049	373,969
	4 傷病手当金	1	0	1
3 県財政安定 化基金拠出金		1	0	1
	1 県財政安定 化基金拠出金	1	0	1
4 特別高額医 療費共同事業 拠出金		95,530	0	95,530
	1 特別高額医 療費共同事業 拠出金	95,530	0	95,530

5	保健事業費	1,265,860	0	1,265,860
	1 健康保持増進事業費	1,265,860	0	1,265,860
6	基金積立金	2,913	0	2,913
	1 基金積立金	2,913	0	2,913
7	公債費	18,500	0	18,500
	1 公債費	18,500	0	18,500
8	諸支出金	250,360	3,224,994	3,475,354
	1 償還金及び還付加算金	250,360	3,224,994	3,475,354
9	予備費	100,000	0	100,000
	1 予備費	100,000	0	100,000
歳 出 合 計		179,913,294	△884,729	179,028,565